

# 令和4年度 事業所向けアンケート結果

## 令和4年度調査(今回調査)

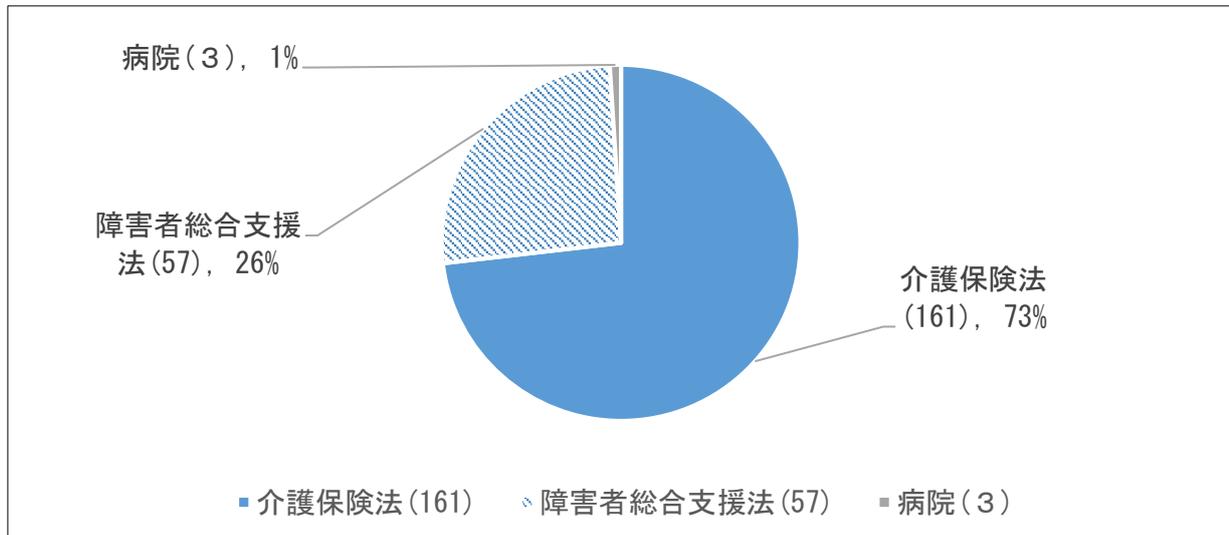
調査期間	令和4年10月24日(火)～11月30日(水)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院。 ①高齢者施設(介護保険法) : 214事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 82事業所 ③病院 : 3病院 合計 : 299事業所
調査方法	インターネット回答(LoGoフォーム)
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 161事業所(75.2%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 57事業所(69.5%) ③病院 : 3病院(100%) 合計 : 221事業所(73.9%)

## 令和3年度調査(前回調査)

調査期間	令和3年10月1日(金)～10月29日(金)
調査対象	介護保険法又は障害者総合支援法の指定を受けている、北上市内に住所を有する事業所及び入院病床がある病院。 ①高齢者施設(介護保険法) : 214事業所 ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 83事業所 ③病院 : 3病院 合計 : 300事業所
調査方法	インターネット回答(LoGoフォーム)
回収票数	①高齢者施設(介護保険法) : 167事業所(78.0%) ②障がい者施設(障害者総合支援法) : 50事業所(60.2%) ③病院 : 3病院(100%) 合計 : 220事業所(73.3%)

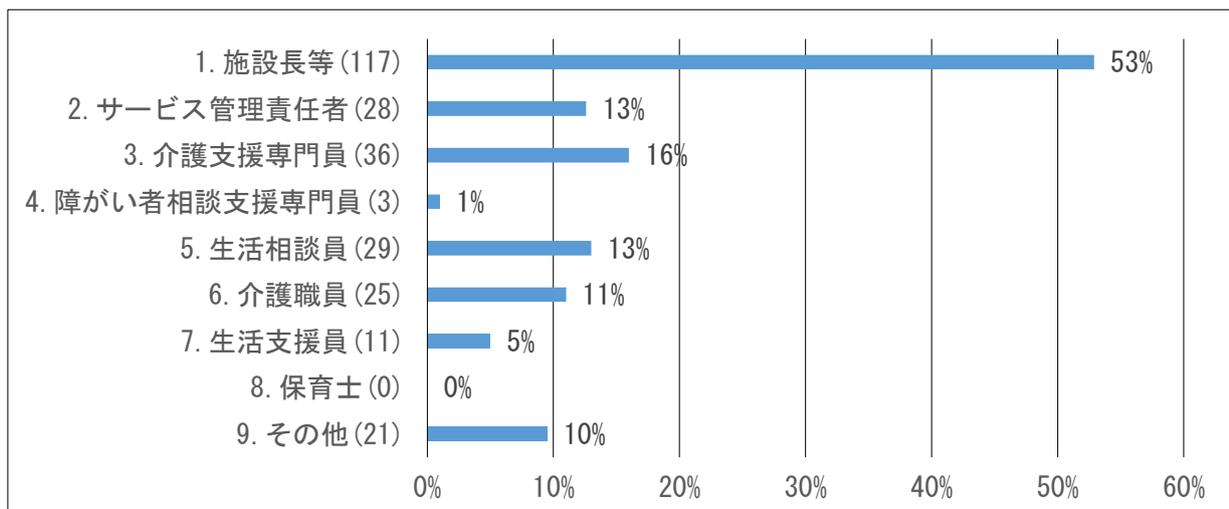
Q 1、Q 2、Q 3、Q 4

あなたの事業所の提供サービスにおける根拠法(対象者)を教えてください。



Q 5、Q 6 あなたの事業所での職種を教えてください(複数回答可)。

- |               |          |
|---------------|----------|
| 1 施設長・管理者・所長  | 6 介護職員   |
| 2 サービス管理責任者   | 7 生活支援員  |
| 3 介護支援専門員     | 8 保育士    |
| 4 障がい者相談支援専門員 | 9 その他( ) |
| 5 生活相談員       |          |



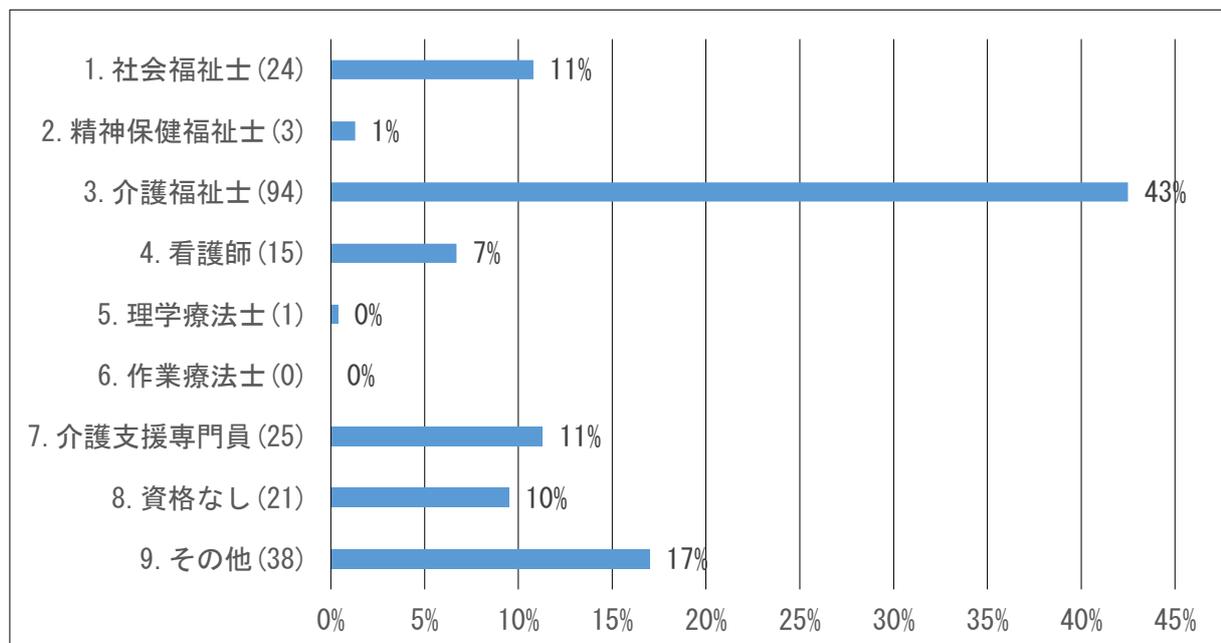
\* 回答者 221 事業所に対する割合 (例: 施設長等  $117 \div 221 = 52.9\%$ )

その他: ・医療ソーシャルワーカー、医療社会事業士、看護師

・機能訓練指導員 ・精神科ソーシャルワーカー ・福祉用具専門相談員 など

Q7、Q8 あなたの主となる基礎資格を一つ教えてください。

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 社会福祉士   | 5 理学療法士  |
| 2 精神保健福祉士 | 6 作業療法士  |
| 3 介護福祉士   | 7 資格なし   |
| 4 看護師     | 8 その他( ) |

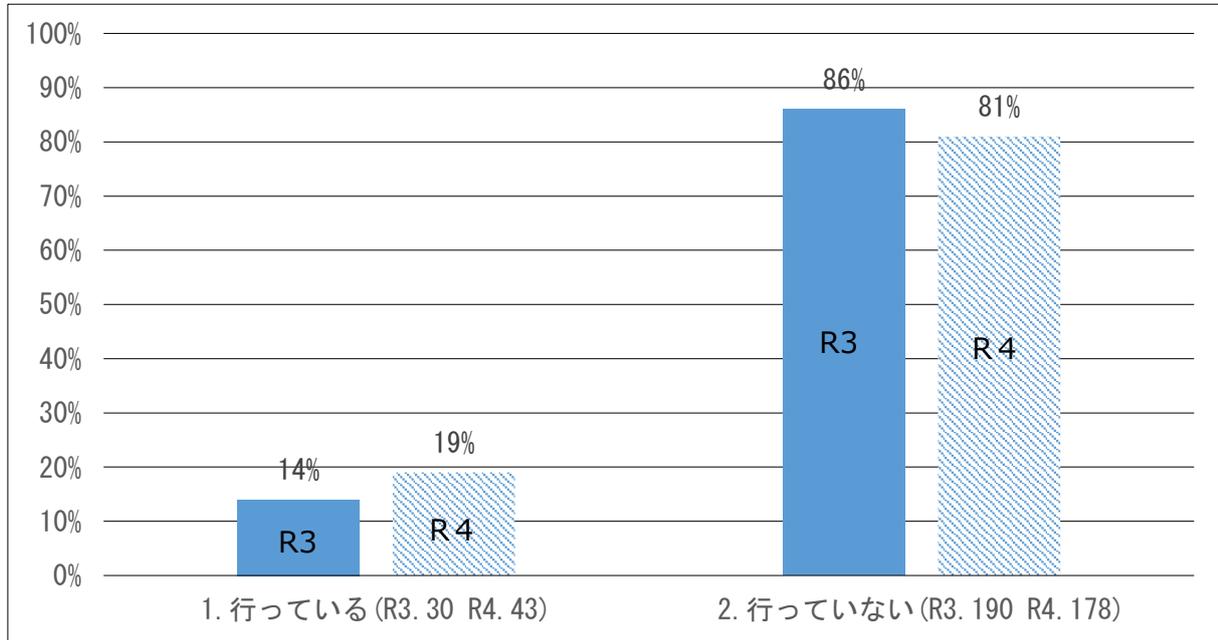


- その他：
- ・ ホームヘルパー
  - ・ 医師
  - ・ 健康運動実践指導士
  - ・ 児童指導員任用資格
  - ・ 社会福祉主事
  - ・ 福祉用具専門相談員
  - ・ 保育士 幼稚園教諭 など

Q9 あなたの事業所では、利用者の金銭管理(通帳管理など)を行っていますか。

1 金銭管理をしている

2 金銭管理をしていない

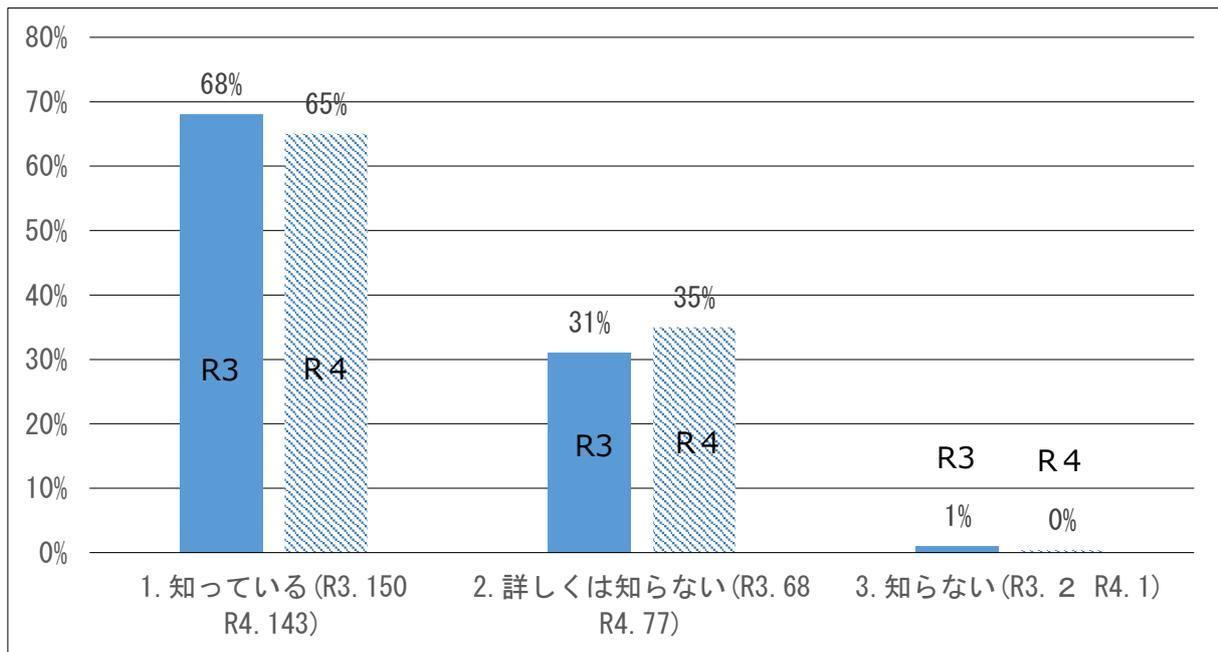


Q10 あなたは成年後見制度について知っていますか。

1 知っている

2 詳しくは知らないが制度は知っている(聞いたことがある)

3 知らない





Q14 Q11において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：保佐 の利用者の概ねの人数を教えてください。

\_\_\_\_\_人

保佐	回答数	人数(回答数×人数)
0人	30	0
1人	16	16
2人	1	2
5人	1	5
6人以上	0	0
人数はわからない	3	-
	51	23

\* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q15 Q11において「いる」と回答した方にお伺いします。

類型：補助 の利用者の概ねの人数を教えてください。

\_\_\_\_\_人

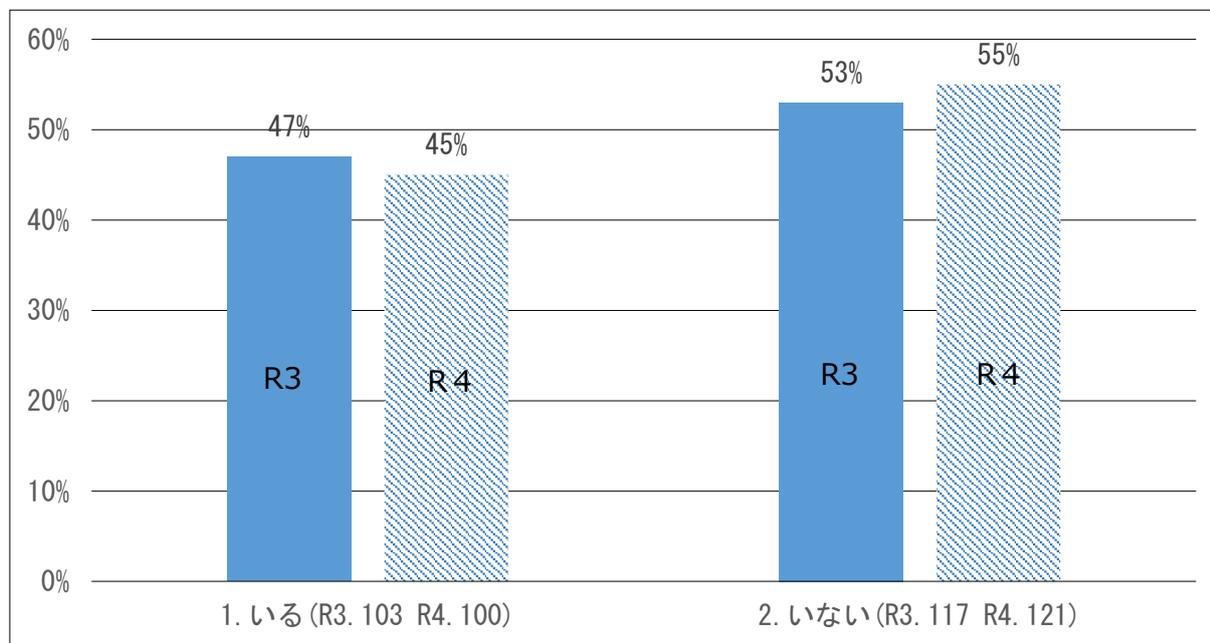
補助	回答数	人数(回答数×人数)
0人	42	0
1人	5	5
人数はわからない	4	-
	51	5

\* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q16 あなたの事業所の利用者で、『将来的に』成年後見制度の利用が必要と思われる方はいますか。

1 いる

2 いない



Q17、Q18 Q16において「いる」と回答した方にお伺いします。  
成年後見制度の利用が必要と思われる人の概ねの人数をお答え下さい。

人

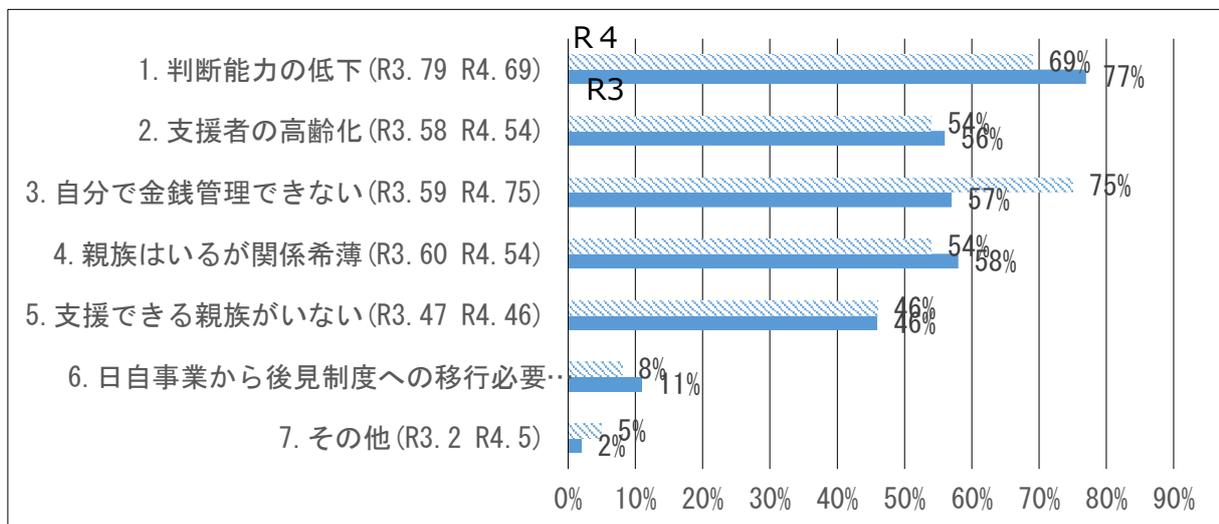
	回答数	人数(回答数×人数)
1人	25	25
2人	31	62
3人	17	51
4人	8	32
5人	6	30
6人以上	12	266
人数はわからない	1	-
	100	466

\* 利用者の重複があり得る為、実数とはならないもの。

Q19、Q20 Q16において「いる」と回答した方にお伺いします。

成年後見制度の利用が将来的に必要と思われる理由をお答え下さい(複数回答)。

- 1 本人の判断能力の低下
- 2 親族等の支援している方の判断能力低下や高齢化
- 3 自分でお金や資産の管理ができない
- 4 親族はいるが関係が希薄
- 5 支援できる親族が近くにいない
- 6 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要
- 7 その他( )



\* Q16 「いる」と回答した 97 事業所 (令和 4 年度)、103 事業所 (令和 3 年度) に対する割合

その他 (令和 4 年度)

- ・ 視覚障害で身寄りがいない
- ・ 本人が一人暮らしを希望 (障がい)
- ・ 経済的虐待のリスクがある
- ・ 亡娘の夫が管理しており、血縁ではないため
- ・ ①夫亡くし単身、子供は 3 人、長女は嫁ぎ息子 2 人は障がい者 (認知症、支援 2) ②妻を亡くし独居、疾患にて身体不自由、子供 2 人は関係希薄 (要支援 2) ③夫亡くし単身 96 歳、年金は多め。子供無く姪に家屋、財産管理を任せるも生活費を騙る。当人はサ高住にいる (認知あり要支援 2)

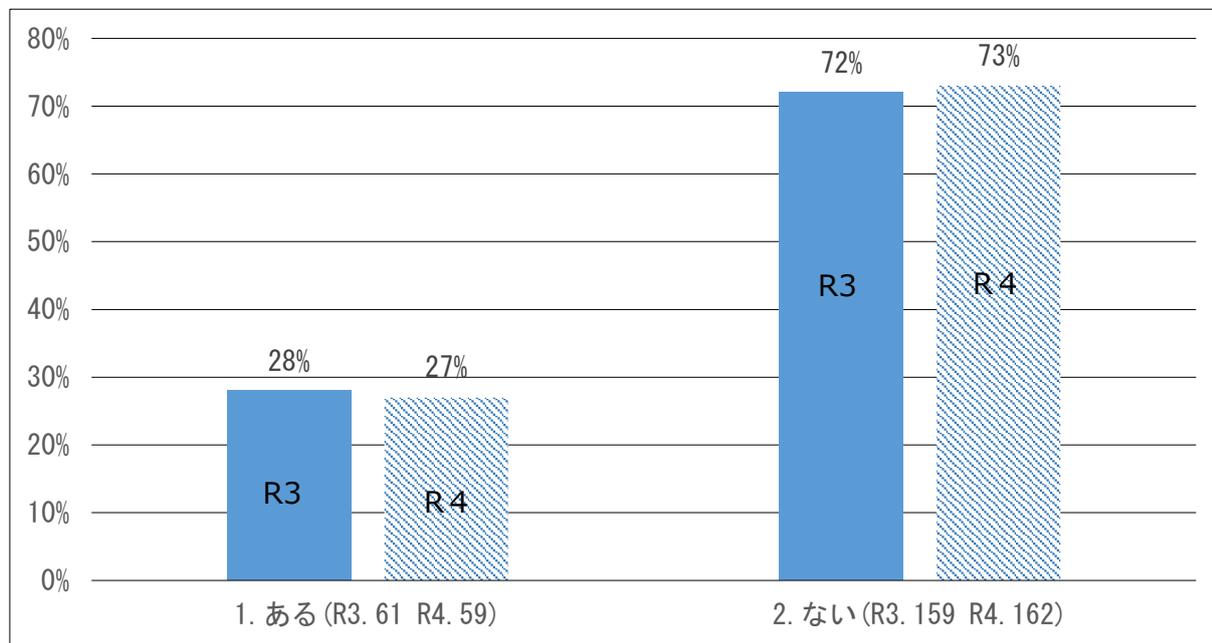
その他 (令和 3 年度)

親族以外の知人が本人の金銭管理をしている。本人からの希望と知人は話す、本人はうつ傾向で認知機能の低下も心配されるためいずれは公的な支援が必要と思われる。

Q21 あなたの事業所では、成年後見制度に関して他機関に相談したことがありますか。

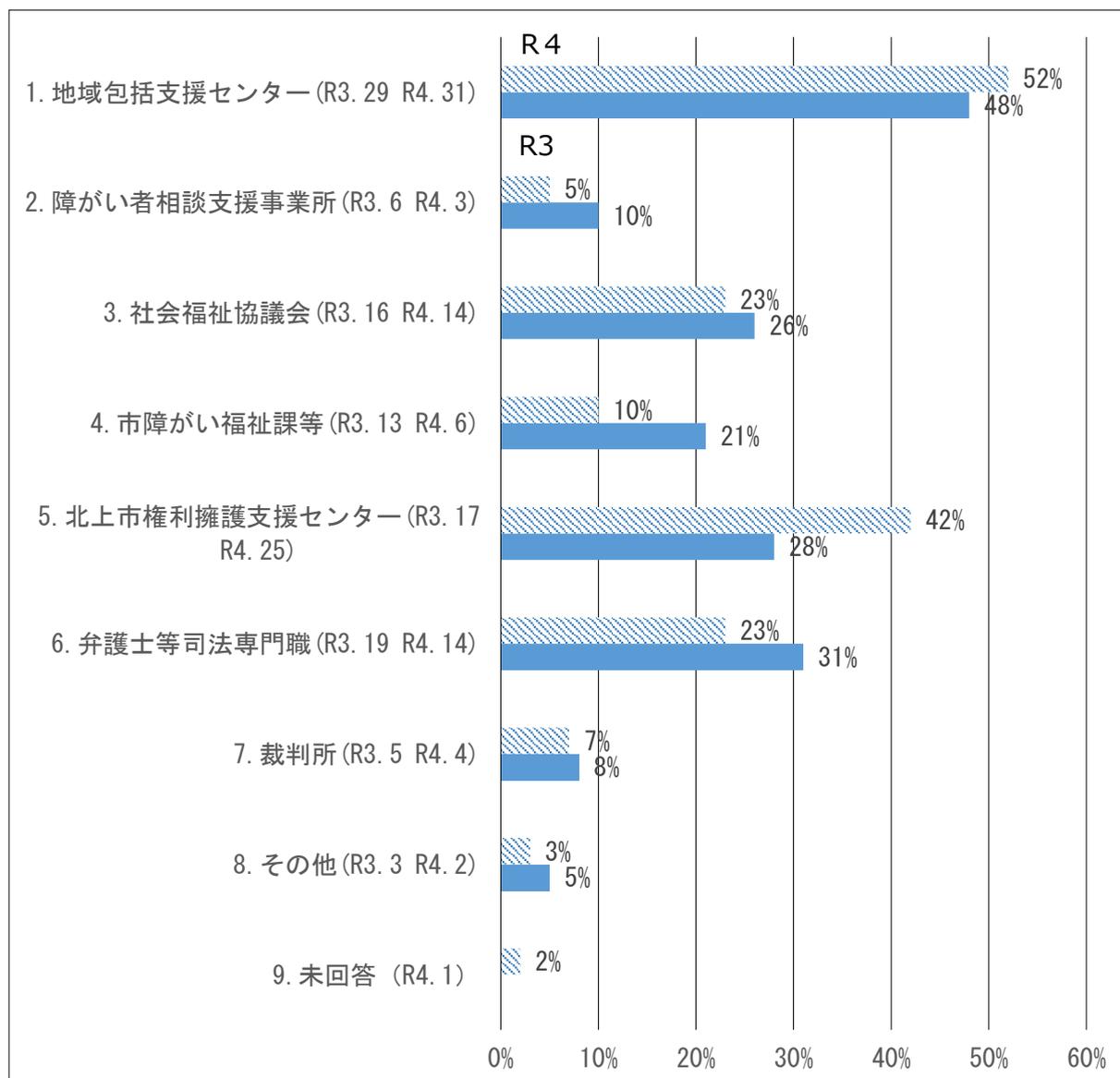
1 ある

2 ない



Q22、Q23 Q21において「ある」と回答した方にお伺いします。  
 相談した他機関はどこですか(複数回答可)。

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 1 地域包括支援センター     | 5 北上市権利擁護支援センター |
| 2 障がい者相談支援事業所    | 6 弁護士等の司法専門職    |
| 3 社会福祉協議会        | 7 裁判所           |
| 4 北上市役所(障がい福祉課等) | 8 その他 ( )       |



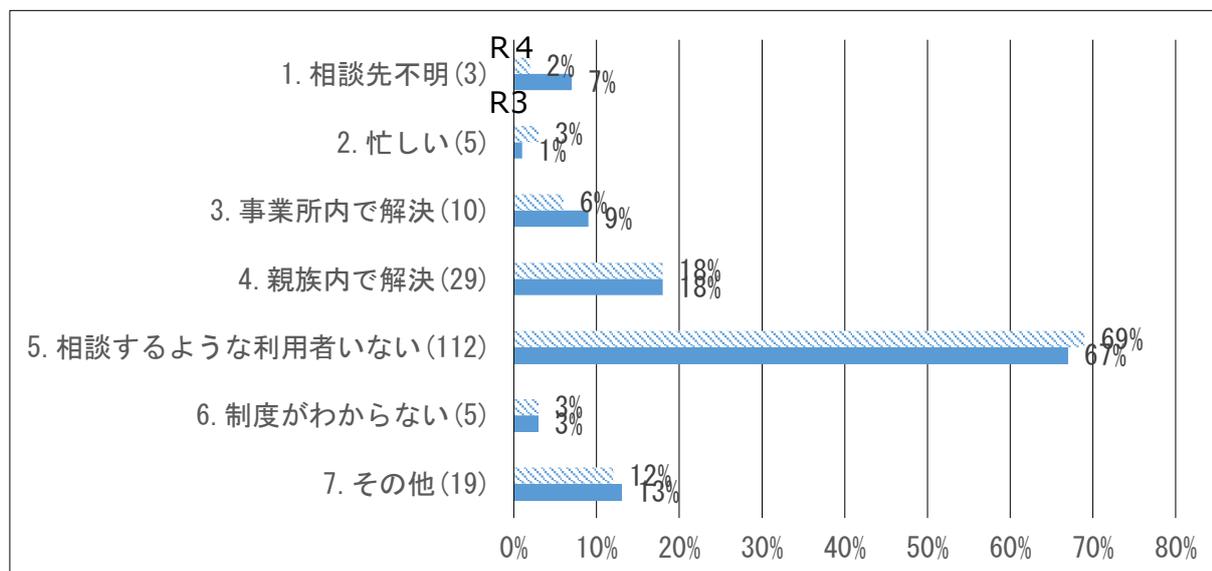
\* 複数回答、Q21 「ある」と回答した 57 事業所 (令和 4 年度)、61 事業所 (令和 3 年度) に対する割合

その他 (令和 4 年度) : 盛岡市役所、終活支援団体

その他 (令和 3 年度) : NPO 団体、介護支援専門員

Q24、Q25 Q21において「ない」と回答した方にお伺いします。  
 成年後見制度の相談をしたことがない理由をお答え下さい(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 忙しくて相談する余裕がない
- 3 事業所内で解決できた
- 4 利用者の親族内で解決できた
- 5 相談するような利用者がいない
- 6 制度がわからないので、何を相談したら良いのかわからない
- 7 その他( )



\* Q21 「ない」と回答した 157 事業所 (令和 4 年度)、159 事業所 (令和 3 年度) に対する割合

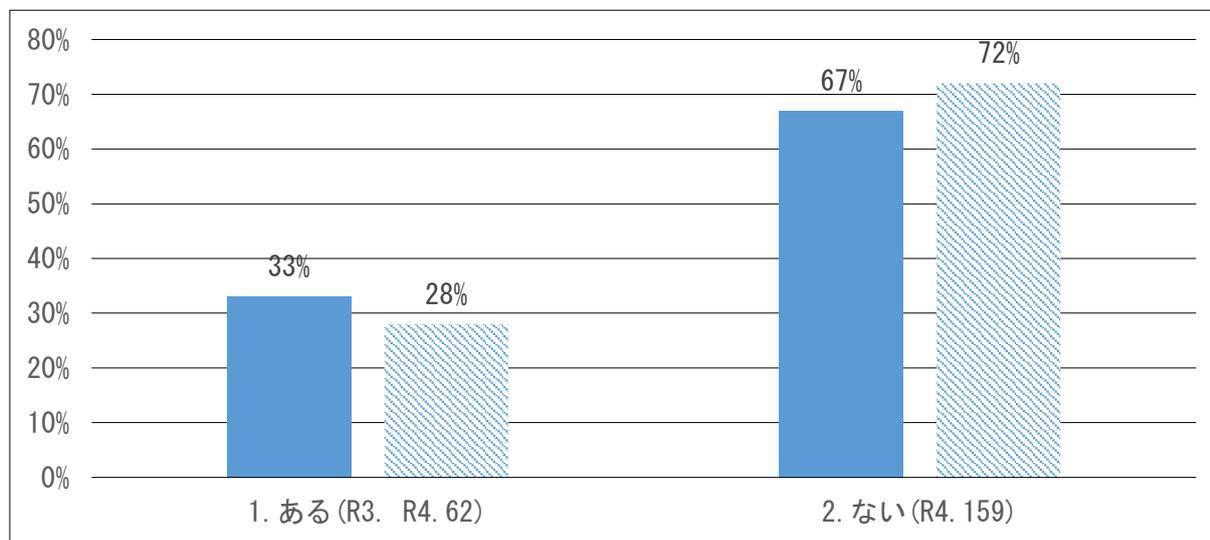
#### その他 (令和 4 年度)

- ・ケアマネジャーがついているから
- ・まずは担当のケアマネジャーに相談するため
- ・まだ、相談するタイミングではないと考えている。
- ・まだその時期ではないと思っている。
- ・まだその時期ではないと思っているから
- ・既に制度を利用されている為
- ・将来的には必要と思われるが、今の所は何とかなっている。
- ・将来的に必要であると見込まれるが、現在は家族等の支援があり、情報の提供にとどめている。
- ・相談支援事業所もしくはケアマネジャーにお願いしているため
- ・利用者が未成年または若く、現時点では緊急性がないため

Q26 あなたの事業所では、高齢者虐待・障がい者虐待について他機関に相談したことはありますか。

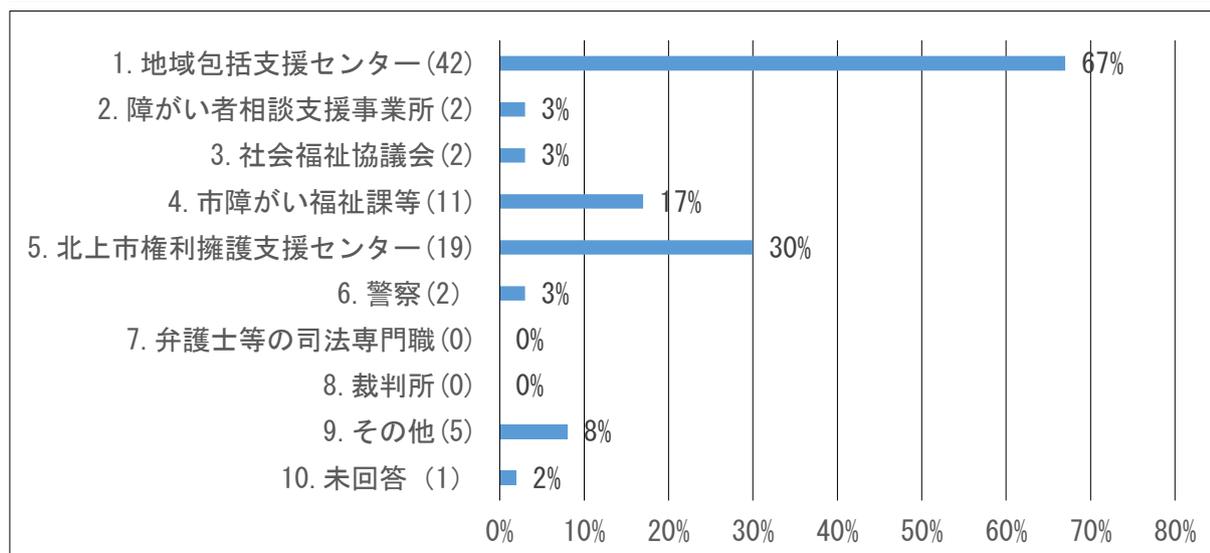
1 相談したことがある

2 相談したことが無い



Q27、Q28 Q26において「相談したことがある」と回答した方にお伺いします。相談した他機関をお答え下さい(複数回答可)。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 1 地域包括支援センター             | 6 警察         |
| 2 障がい者相談支援事業所            | 7 弁護士等の司法専門職 |
| 3 社会福祉協議会                | 8 裁判所        |
| 4 北上市役所(障がい福祉課等)         | 9 その他( )     |
| 5 北上市権利擁護支援センター(市長寿介護課内) |              |



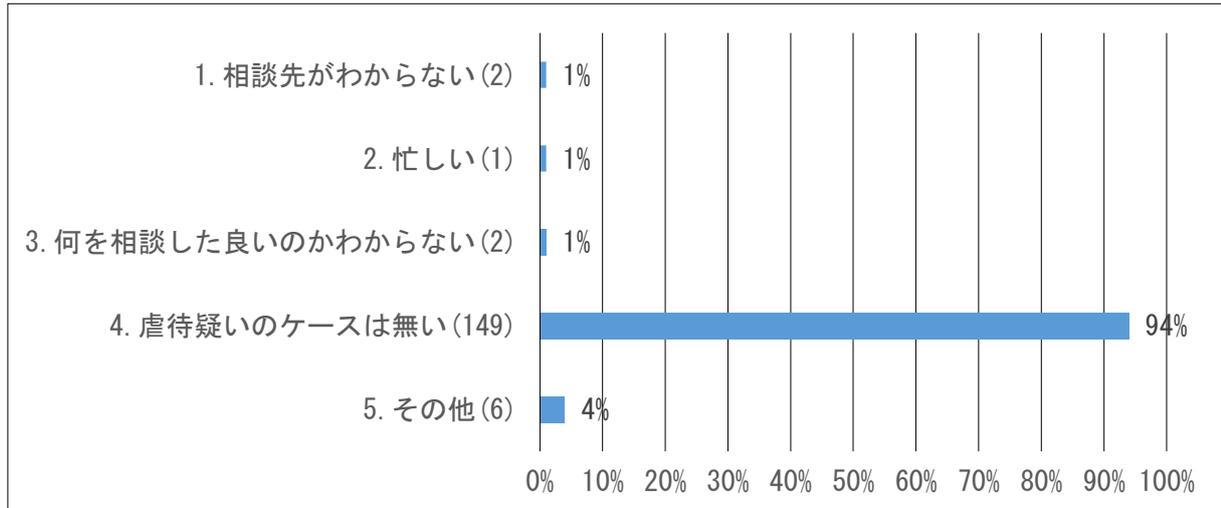
\* Q26において「相談したことがある」と回答した72事業所に対する割合

その他：・居宅介護支援事業所(4件)

・ケアマネジャーに身体所見を報告等。

Q29、Q30 Q26において「相談したことが無い」と回答した方にお伺いします。相談したことが無い理由をお答え下さい(複数回答可)。

- 1 相談先がわからない
- 2 虐待が疑われるケースはあるが、忙しくて相談する余裕がない
- 3 なにを相談したら良いのかわからない
- 4 虐待が疑われるケースはない
- 5 その他( )



\* Q26において「相談したことが無い」と回答した148事業所に対する割合

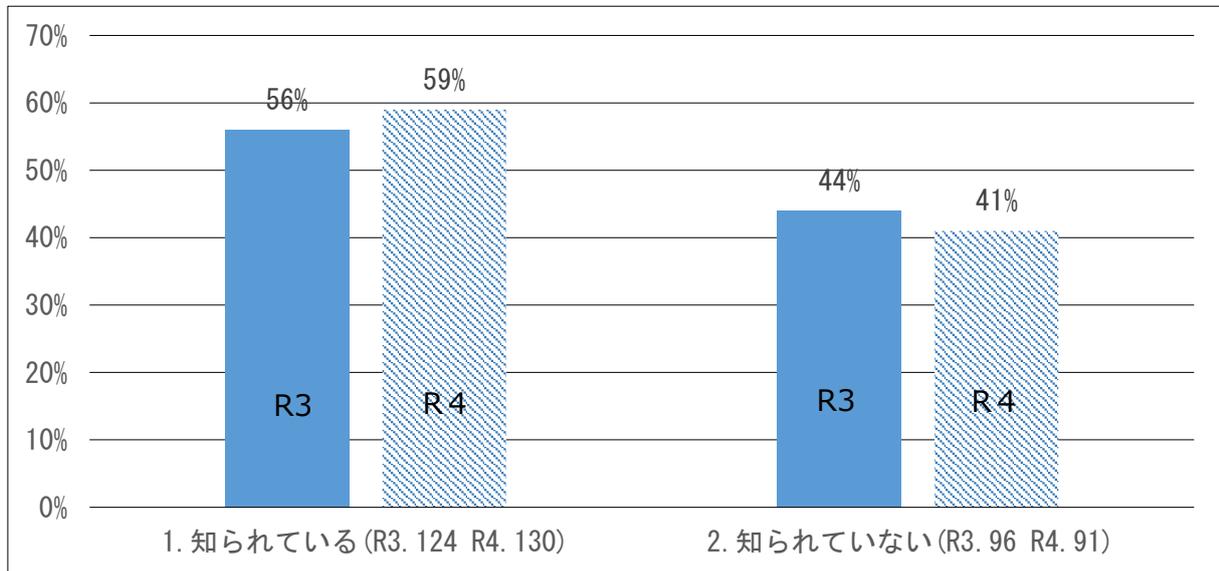
その他

- ・ 怪しいケースに関して先に包括支援センターより連絡を受けて対処対応していること、虐待防止についての研修等を通じ予後予見しつつ業務に当たっている事で未然防止が図られていると考えられる。
- ・ 既にケアマネジャーが相談している為
- ・ 既にケアマネジャーが相談している為
- ・ まずは担当のケアマネジャーへ相談するため
- ・ まずは担当のケアマネジャーに相談するため
- ・ 自分自身の保身を優先してしまい、相談するのに躊躇してしまう。

Q31 あなたの事業所利用者や職員に、成年後見制度は知られていると思いますか

1 知られている

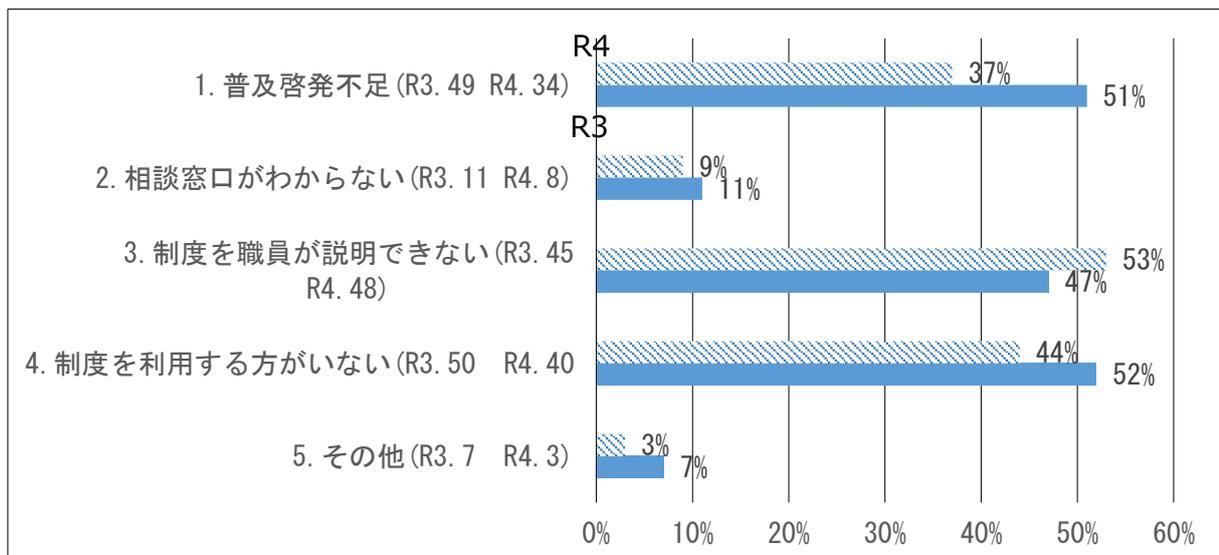
2 知られていない



Q32、Q33 Q31で「知られていない」と回答した方にお伺いします。

知られていない理由をお答え下さい(複数回答可)。

- 1 研修等の普及啓発が不足している
- 2 相談窓口がわからない
- 3 制度が難しく職員から利用者へ説明できない
- 4 制度を利用する様な利用者がいない
- 5 その他( )



\* 複数回答

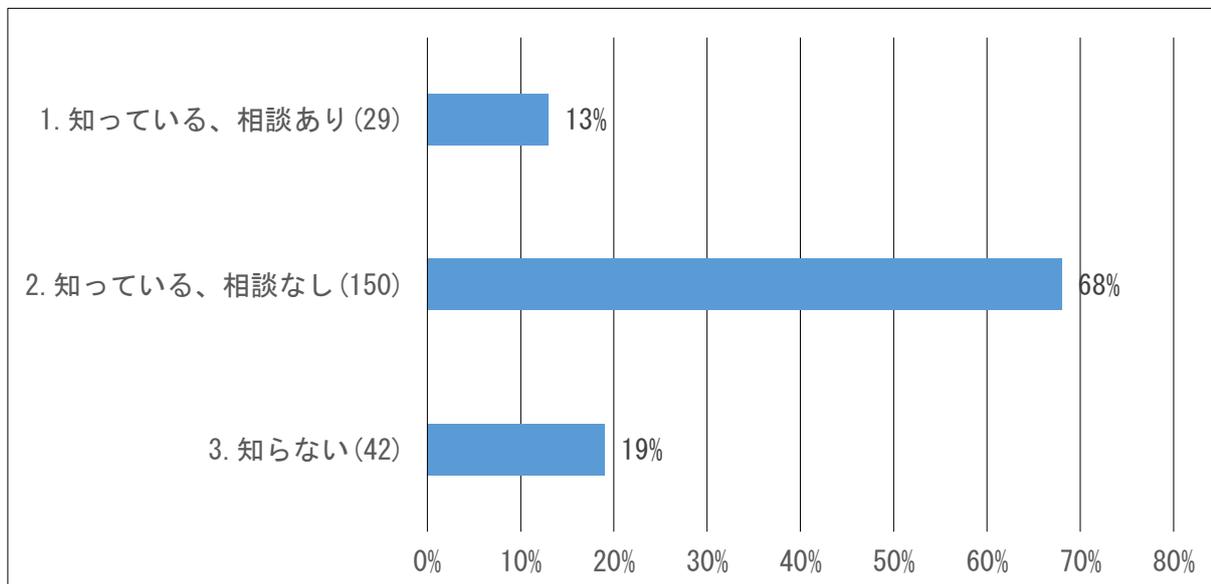
Q31で「知られていない」と回答した89事業所に対する割合

その他（令和4年度）

- ・職員は理解しているが利用者全てに説明している訳ではないので知らない方もいると思います。
- ・職場はある程度分かっているが、利用者本人が必要だと思ってないまたは判断出来る利用者が少ないため
- ・二択では回答できない

Q34 あなたは、北上市役所の長寿介護課内に「北上市権利擁護支援センター」が設置（令和3年4月1日設置）されたことを知っていますか。

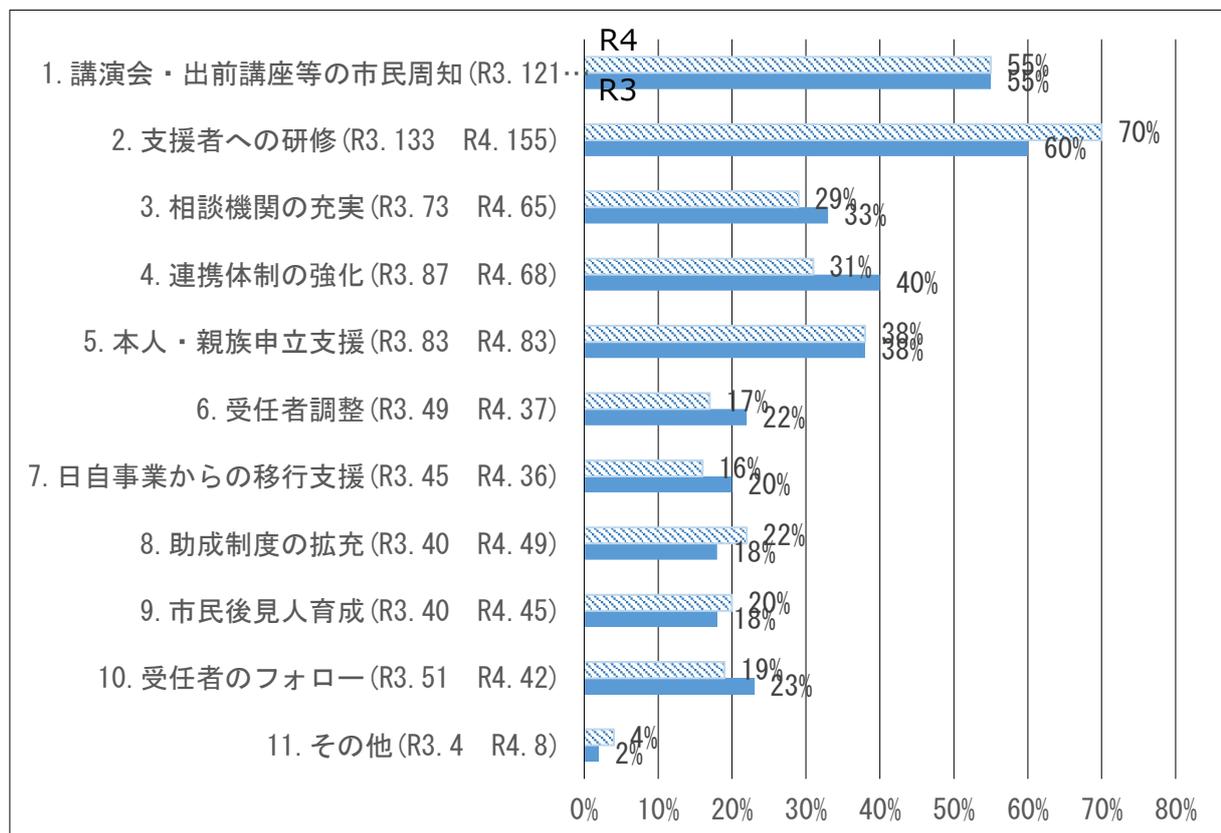
- 1 知っているし、相談したことがある      3 知らない  
2 知っているが、相談したことはない





Q36、Q37 あなたは、成年後見制度の利用を促進するためにはどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)。

- 1 講演会・出前講座等での市民への周知
- 2 支援者(事業所の職員など)への研修
- 3 成年後見制度・高齢者や障がい者虐待等に関する相談機関の充実
- 4 司法・福祉・医療などの連携体制の強化
- 5 本人・親族申立ての支援
- 6 成年後見制度における適切な受任者の調整
- 7 日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行支援
- 8 成年後見制度の利用に関する助成制度の拡充
- 9 市民後見人の育成
- 10 後見人等の受任者へのフォロー体制の充実
- 11 その他( )



その他(令和4年度)

- ・ 県内各地から利用されているため、それぞれの出身市町村の窓口やその情報、内容について支援者が把握することが必要ではないかと思われる。親や親族が気軽に何度も足を運び話を聞ける場所があることを伝えることが出来る。相談場所が市役所などばかりでなく、免許を返納した方なども行きやすい場所、機会があれば良いかとも思う。
- ・ 何が必要か、よくわからない

- ・何が必要か、よくわからない
- ・何が必要か、よくわからない
- ・何が必要か、よくわからない
- ・何が必要か、よくわからない
- ・何が必要なのか、よくわからない
- ・定期的（例えば年1回）な市広報等への掲載による、制度や相談先等の周知

その他（令和3年度）

- ・相談窓口がどこにあるのかははっきりとわかるといい
- ・保護者への講習
- ・法人後見の取組の推進
- ・利用のためには、周知・告知が必要。なおかつ、その情報が必要ない人にとっては関心がないので、対象たりえるような人のところに、その情報を届けることができれば良いと思います。

Q38 最後に、成年後見制度に関する「課題」、「要望」などがあれば自由に回答をして下さい。

- ・一般の方にはまだ成年後見制度について知られていないことが多いです。市役所に設置されました「北上市権利擁護支援センター」が介護保険を利用されていない方には一番相談しやすい窓口かと思われます。居宅支援事業所内でも成年後見制度を知っていても該当者が居た場合うまく助言できないことも考えられます。定期的に勉強会を今後もおこない制度の活用を円滑にできますことを望んでいます。
- ・権利擁護センターに申し立ての相談をした際に、社協の自立生活支援の提案があった。後見制度の前に社協の自立生活支援を検討して欲しいのであれば、その事を配布しているリーフレット等に入れ頂きたい。申し立ての相談に伺っても他のサービスを紹介されると、また振り出しに戻ってしまい、なかなかスムーズにいかないと感じている。
- ・市長申し立てのハードルがかなり高いと感じている。実際に花巻家裁で申し立てを行っているが、後見候補者が不足しているようで「候補者を探して欲しい」と言われており、現在検討中である。また、後見候補者自体もトラブルのリスクが高い方を避ける傾向があり、スムーズに進んでいない。北上市として後見人制度の促進を図るのであれば、市長申し立てのハードルを下げる事が必要だと思う。
- ・申し立てをする側と申し立てを受ける側で申し立てに対する認識に差があるので、その差を解消してほ。
- ・財産管理を目的に申し立ての相談を受けますが、本当に申し立てが必要なのか、本人にメリットがあるのかどうか判断に迷う事が多ので、一緒に検討していただける場があると心強いです。
- ・制度自体がとても分かりずらく、手続きの煩雑さや裁判所とのやりとりの難しさもあり、

申立てするにはやはりハードルが高いです。”

- ・ Q20 について、今回は近々に利用が必要と思われる独居や高齢親と同居をしている、精神保健福祉手帳 2 級あるいは療育手帳 B 以上の利用者の数を記載しましたが、「将来的」となる現在の成人契約者（約 160 名）の大半が該当するかと思われます。
- ・ すでに行っているかもしれませんが、必要と思われる人本人または家族が、なぜ利用していないかの意識調査やインタビューをして、課題を明らかにしていく取り組みもよいと思います。
- ・ その場その時にならないと興味、関心や必要性がわからないと思われる。
- ・ 標記制度に限らず、役所関係者の方々を含め対応者全般に渡り、相談しやすい環境（声をかけやすい）づくりに配慮していけると、当事者との距離感がより縮まると考えます。
- ・ 課題 1、制度確立に未だまだ不備な点が多い。つまりは受委任者任務遂行に難をきたす。一部紹介、金銭管理を任せられ正当な支払いをすべき役務を望まれながら治療や緊急入院時に身寄りがない方の入院保証人にすらなれない矛盾がある。身元保証人や引受人と同様、『通例』と説明されるが法の規制や表記が無い。通例を根拠に行政が行えるか？
- 2、金銭管理の用途を厳しく制限する現状に疑問。食べ物購入にも領収書を望み本人に我慢を強いている。永眠され、葬式も後見人にできない（家裁に申し立て事前に承認を受ければ可能なのに、できないとパンフや広報に表記している）と財産を残すことに専念させ、最終的に誰が得をするのか？身寄りがなければ土地や家屋は市が、預金は国が接收するのでしょうか？
- 要望 1、矛盾の解消。しっかりした制度に育て生活弱者の市民を守って欲しい。
- 2、障がい者を持つ親の『亡き後』、子供が普通の生活を送れるように望む親御さんたちの切なる願いを叶えるべきだ。
- 3、身寄りの無い被後見人が病等で緊急入院必要とされる場合は医療機関に迷惑とならないよう、後見人は入院保証人就任が可能になる改正又は、法解釈を行なって欲しいものです。
- ・ 近い将来、成年後見制度を利用する必要性が高くなることは目に見えており、当たり前のように利用できるまでは時間、普及啓発、個人の認識を変える必要性があり、まだまだ理解して頂くにはハードルが高いように思います。
- ・ 後見人制度の意義を確立し、あるべき姿に育てあげ、市民を守ってください。  
高齢の方も理解できる内容、手続き。
- ・ 市民後見人制度は難しいのではないかと。民生委員にしても、市民が守秘義務をもち負担割合がふえていく。なりてがいなくなっているなか、同じようになってしまっているのではないかと…不安を感じる。”
- ・ 施設へのモニタリング的な訪問を行って、指導等の実施をお願いしたい。
- ・ 時間とお金がかかると家族から聞いたことがある。手続きも大変なようなので、もっと簡易化ができるといいのでは。
- ・ 自事業所の家族には、制度をよく知らない方も多い。知っていても、第三者に管理を依頼することに不安を持つ方も少なくない。理解の促進に加え、いかに不安をなくしてい

くか。他の事業所の状況は分からないが、日常にかかわりのある事業所等が十分に理解し、相談対応できる体制づくりが必要かと思われる。

- ・自分自身が市民後見人に登録したいと思うが、研修時期の通知などがなく、自ら検索しなければならず、遠く感じています。もう少し周知が多ければ助かります。
- ・手続きが煩雑で利用者、家族に分かりにくい。
- ・手続きの簡略化で、利用を容易な物にする事が必要。
- ・首長申し立て以外の制度利用者への報酬助成や、その助成額が多いければなお良いと思います。
- ・申し立て手続きが難しく費用負担も大きい、また、登記までに時間がかかる。申し立て手続きのハードルが高く、諦める保護者もいると聞く。後見、補佐、補助のいずれにしても、必要に迫られる前の安心が得られるもののように取り組んで頂きたい。”
- ・申請から手続き完了までのスピード感が大事だと考える。対象になると考えられる方々は講演会や出前講座へ参加が難しいと思う。地域住民の情報を持っている民生委員、協力員が個別にチラシ等、配布等しないと対象となりうる方に情報が届かないような気がする。また、ケアマネもだが誰でも後見制度について確認された時に説明できる程度の知識の習得は必要だと思った。
- ・申立から審判までに時間がかかる。
- ・親族関係が希薄、もしくは関係不良により協力が困難な場合、安易に後見制度を利用してはとの声が上がることがある。成年後見制度という制度の名前は多職種が周知しているが、内容は部分的理解である事が否めないなので、院内の研修会等で理解が進むようにしていきたい。
- ・制度の手続きがわかりづらい。
- ・制度の周知、受任調整、受任後のフォローなど課題は多くあります。社労士、行政書士など色々な業種に受任をお願いすることも出来ると思います。受任調整会議に多くの業種に参加していただくと良いと思います。”
- ・成年後見制度につながるのかなのか分かりませんが、書かせていただきます。私もあまり成年後見制度には詳しくないので、意図した回答ではないかもしれませんが。
- ・施設と契約するにあたり、保証人を2人立てなければならないのですが、独居の方で、どうしても保証人が立てられないということで、結局、利用に結び付かないということがありました。独居で暮らす方が、金銭的保証と具合が悪くなった際に対応出来る体制の確保が公的に必要だと感じました。独居で暮らす方も安心して福祉サービスが使える、施設側も保証人のところで、公的にクリアできれば、利用に繋がるのではと感じています。
- ・成年後見制度の利用促進の推進向上
- ・相談してもらちが明かないことが多く、手続きが煩雑でなかなか解決できないため相談することと躊躇してしまう。もっと親身になって話を聞いてくれれば良いのと思う。
- ・特にありません
- ・特にありません。

- ・ 独居・認知症・身寄りのない方等については増加の一途を辿るものと感じています。支援者として制度を知ることも大切ですが、成年後見人制度を我がこととして市民一人一人が考える機会が得られることを期待します。
- ・ 費用が高い。非課税世帯や、生活保護の方は実質利用が難しいと思う。
- ・ 利用に関して委託料も払えないほどお金のやりくりが大変な方もいます。助成などのご検討をしていただきたいです。